

みみタロウ

日本語版 ☆ 138号 2021年1月

滋賀県国際協会ボランティアグループ「みみタロウ」

住所：大津市におの浜1-1-20 ピアザ淡海 2F

Tel : 077-523-5646

E-mail : mimitaro@s-i-a.or.jp

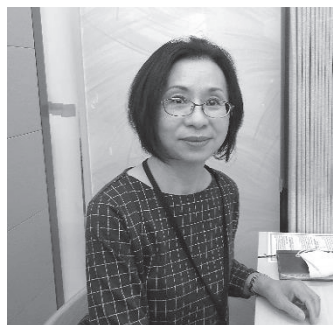
URL : https://www.s-i-a.or.jp

Facebook : https://www.facebook.com/siabiwako



文化の狭間で想うこと

今回みみタロウは、通訳や日本語講師をされている路杰さん（近江八幡市）にお話をうかがいました。



日本人と結婚し、近江八幡市に住んで22年になります。日本語は、高校、大学で勉強したので、来日後は企業の通訳をしていました。子どもが生まれてからも仕事を続けていましたが、子どもが幼稚園の時、子連れで中国に3年間単身赴任しました。しかしこのため、子どもには言葉で苦労させることになり、帰国後は日本語を話せなくなっていました。それで私は仕事をやめ、学校で子どもに一月間付き添うことにしました。このことをきっかけに、学校の通訳や日本語指導をするようになり、今も続けています。

これまで、通訳を通していろんな人や場面との出会いがありました。その中で感じてきたのは、人の思いを伝えるには、単に言葉の通訳だけでは不十分で、そこには文化の理解が必要だということです。例えば運動会でのことですが、中国から来たばかりのお母さんが「うちの子は足が速いのに、自立たなかった」と不満に思われることがありました。こうした背景には、中国の運動会は競争という意味合いが強く、そこで走るの選ばれた子どもだけで、他の子ども達は応援をするという運動会自体の在り方の違いがあります。日本の運動会が全員で運動を楽しむものだという文化の違いについての説明があって、ようやく理解に至りました。

その他、表現方法でも随分異なっていて、中国人ははっきりと物を言う文化があるで、曖昧な表現の多い日本では、モヤモヤした気持ちになることがあります。どの人も自分の文化を持っていて、考え方を考えることは容易ではありませんが、理解しようとすることはできるし、自分も理解されとうれしいですね。ですので、お互いの文化を学ぶことは異なる文化を持つ人同士のコミュニケーションでは、とても大切だと感じています。

文化の違いは、特に子どもにとって大人以上に大きく感じられるものです。外国人の子どもは、まずは言葉が十分でないことが意思疎通の壁になりますが、言葉ができるようになってもおお、文化的な背景の違いから、思いを十分伝えられない部分が残ることがよくあります。また、家では中国文化、学校では日本文化と二つの文化をまたぐ環境にいる子どもにとって、親や日本人の友達に言えない悩みを抱えることもあります。そんな時、同じように二つの文化の間にいる私は、日本人の友達との付き合いなどの悩みも相談できるちょうどいい存在で、私自身も子どもたちのことを親戚の子のように身近に感じています。

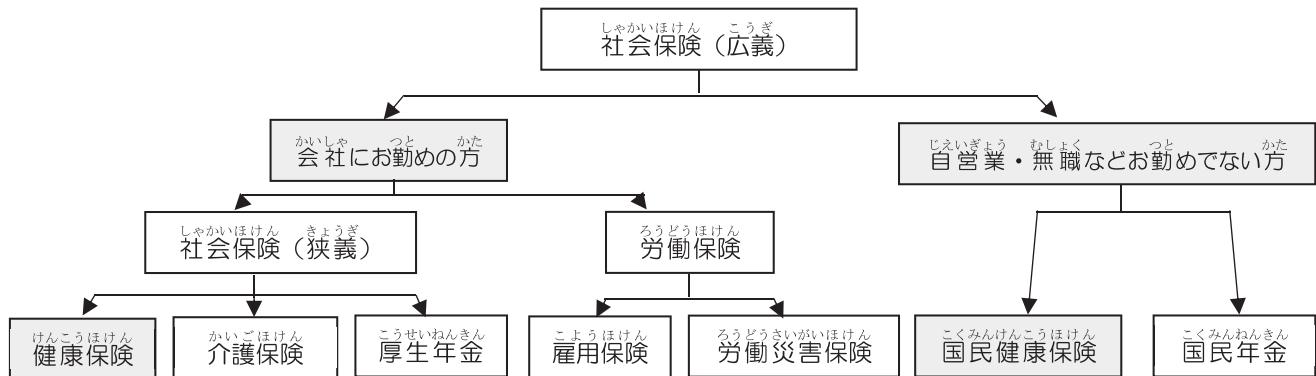
今や県内に様々な外国人が共に住む時代となりました。そんな中で、中国人は、その国民性からか、それぞれ一人で頑張る人が多いように思います。一方、人とのつながりもとても大切で、特に困った時など、すぐに相談窓口など誰かに相談できればいいですね。ところが実際には、悩み事を話すことはなかなか勇気がいるもので、しかも一人で抱えると、思い詰めてしまいます。コップは上から見ると丸しか見えないけれど、別の角度からは違う形が見え、美しい色や模様が楽しめるように、視点を変えると別の光景が見えますね。何かに行き詰まったら、外に出て新鮮な空気を吸って、人と話したり、新しいものに触れたりすると、少し心が楽になるのではないのでしょうか。そして様々な考え方や新しい情報に触れる中で、自身も成長していくのだと思います。

私自身は、振り返ると恥ずかしいのですが、若いころは自分のことばかり考えてきたように思います。最近では、歳のせいか考え方も少し変わり、人との出会いが何より大切に思えてきました。それでここに住む者同士、助け合いながら共に楽しい時間を過ごせればと、昨年、仲間と「滋賀帰国者華僑華人連合会」を創立しました。そしてこれからも色々な人の間で、豊かな「今」を重ねていきたいと思っています。



日本の会社に就職して仕事を始めると、お給料から社会保険料が引かれていることに気が付くと思います。この“社会保険”とは何を指すのでしょうか。

日本では様々な社会保険制度があり、国籍に関わらず皆さんが加入し保障を受けることができます。



◇ 今回はその中の健康保険について、会社にお勤めの方と、そうでない方の違いを見てみましょう。

●会社で働いてお給料をもらっている方

会社を通じて社会保険に加入します。保険料は給料から天引きになりますが、保険料の半分を会社が負担してくれています。また、扶養の家族も一緒に加入することができます。家族は保険料がかかりません。健康保険と年金はセットで加入します。

●自営業・無職など会社にお勤めではない方（上記以外の方）

個人で国民健康保険に加入します。保険料はご自身でお住いの市役所に納める必要があります。保険料は家族分を含め、全額自己負担となります。同様に年金も、個人で国民年金に加入します。

● 病院での支払いが3割で済むのはどちらも同じです。また医療費が高額になった時の給付、出産や死亡の時の給付も同じです。会社の社会保険には病気や出産で仕事を休んだ時に、お給料を一部保障する給付がありますが、国民健康保険にはありません。

◇ 健康保険の加入と脱退の手続きについて

●会社で就職したとき

社会保険に加入するときは会社が手続きをしてくれますが、それまで加入していた国民健康保険の脱退の手続きは自分ですする必要があります。保険料が二重で請求されることのないよう、お住いの市役所で脱退の手続きをしてください。

●会社を退職したとき

退職し社会保険の資格が喪失したときは、保険証は使えなくなっていますので、すぐに会社に返却しましょう。そして自分で市役所に行って国民健康保険に加入し、保険証をもらう手続きをする必要があります。他にも社会保険を任意で継続加入する、ご家族の扶養に入るといった選択肢もありますので確認してみてください。

としょかん りょう あたら はっけん
図書館を利用して、新しい発見をしよう！



滋賀県には、19の市町全てに計51の図書館が設置されています。お住まいの市町立図書館の貸出券は、まちの住民や通勤通学している方は無料で作成できます。読みたい本がお住まいの市町立図書館でみつからない場合は、リクエストすれば滋賀県立図書館をはじめ、ほかの図書館から取り寄せることができます。読みたい本があるときは図書館の職員さんに相談してみましょう！



しがけんりつとしょかん
滋賀県立図書館

〒520-2122

おおつ し せ た みなみおおがやちよう

大津市瀬田南大萱町1740-1

TEL: (077)548-9691



アクセス：JR瀬田駅から帝産バスまたは近江バス「滋賀医大」行に乗車（約10分）
「文化ゾーン前」下車、徒歩5分

開館時間

○水～金 10時～18時

○土・日・祝／休日 10時～17時

休館日

○月・火（祝日は開館し、その週の水曜日が休館）

○祝日の翌日（土・日は開館）

○年末年始／特別整理期間



がいくご ほん ざっし
外国語の本や雑誌もあります！

◇貸出券を作ろう！

本を借りるためには、貸出券が必要です。2階にある参考資料室で図書貸出登録票に記入し、住所の確認できるもの（運転免許証・保険証・学生証など）と一緒にカウンターへ出して、貸出券を作ります。

◇本を借りよう！

本や資料を一人10冊まで3週間借りることができます。1階の児童室には、子どもの本があり、外国語の絵本もあります。2階の一般資料室には、実用書から専門書まで約15万冊の本が並び、語学学習の資料などもあります。また、参考資料室には、様々な言語の外国語の図書が約8千冊あり、ご希望の本を1階カウンターで借りることができます。



◇本を返すとき

図書館が開いている時間は、一般・参考資料室・児童室の各カウンターへ返します。図書館が閉まっているときは、玄関左側にあるブックポスト、またはお住まいの市町立図書館へ返すこともできます。

*ただし、大津市立・草津市立の図書館へは返却できません。

◇他にも様々なサービスがあります！

自宅からWebサイトを通じて本や雑誌などの検索・予約ができるほか、所蔵していない本はリクエストすることもできます。障害のある方で図書館へ来れない人のために郵送による本の貸出も行っています。生活の中で疑問に思ったことや、調べたいことがあれば、図書館の職員が相談にのってくれます。県立図書館の本も、市町立図書館を通じて借りられますので、どんどん利用して自分の学びや楽しみに役立てましょう！



みみタロウ情報

あけましておめでとうございます
今年もよろしく！ みみタロウ



◆ 節分祭 2月2日 節分は、日本の旧暦の
大晦日のことで、この日邪気を払って、新しい春



を迎える準備をします。豆まきをして、
鬼を追い払う行事が各地で行われます。
今年の節分は124年ぶりに、2月2日。

(確認してからお出かけください)

*多賀大社(犬上郡多賀町多賀 604)

TEL 0749-48-1101

*水口神社(甲賀市水口町宮の前3-14)

TEL 0748-62-0231

*善水寺(湖南省市岩根3518)

TEL 0748-72-3730

◆ 新型コロナウイルス感染症

～咳エチケットと手洗いを！～

風邪などの症状や熱がある場合は、まず身近な医者に電話して、指示に従ってください。

◆ 海外へ渡航する際はご注意ください

● 様々な国で入国時の検疫の強化や入国・ビザ
発給の制限が行われています。出国する前の
PCR検査や渡航先の入国に関する最新情報を
ご確認ください。

● PCR検査陰性証明発行医療機関について
<https://www.meti.go.jp/policy/investment/t/ecot/pdf/tourokubo.pdf> (日本語)(経産省HP)

● 入国拒否対象国・地域から日本へ再入国する際は、
滞在国・地域出国前72時間以内に新型
コロナウイルス感染症に関する検査を受けて
医療機関からの陰性証明を提出することが必要
です。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html (外務省HP)

● 陰性証明フォーマットについて
https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html (ワードフォーマット)



みみタロウニュース



◆ 確定申告を忘れずに！

個人事業主や給与を2か所以上から受けている方、
多額の医療費を支払ったなど控除額に訂正や源泉
徴収されていない収入がある場合は、確定申告が
必要です。国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受
ける場合には、「親族関係書類」及び「送金関係書類」
を確定申告書に添付する必要があります。
スマートフォンとマイナンバーカードでも簡単に
申告できます！

提出期間：2月16日～3月15日

各税務署

◆ 自動車の名義・住所変更のある方へ

4月1日時点で車を所有する人に対して、5月上旬
ごろに自動車税の支払い通知書が車検証に記載され
ている住所に郵送されます。名義変更又は住所変更
があった場合は早めの手続きをしましょう！

軽自動車の場合：軽自動車検査協会

TEL 050-3816-1843

普通車の場合：住所を管轄する運輸支局(滋賀
ナンバーは、滋賀運輸支局 TEL 050-5540-2064)

◆ DVの悩み、ひとりで抱えないで！

配偶者やパートナーから受けている様々な暴力につ
いて専門の相談員と一緒に考える相談窓口がありま
す。外国語での相談は、SNSかメールで可能です。

☎ DV相談プラス

SNS: <https://form.soudanplus.jp/ja> (10か国語)

E-mail: <https://form.soudanplus.jp/mail>

TEL: 0120-279-889 (日本語のみ)



しが外国人相談センター(滋賀県国際協会内)

心配ごとや知りたいことなど、なんでもお電話くだ
さい。いろいろな言葉であなたをサポートします。
無料法律相談もあります。

TEL: 077-523-5646 Fax: 077-510-0601

E-mail: mimitaro@s-i-a.or.jp

次号みみタロウは4月の発行予定です